

足寄町農業委員会
第7回総会会議録

自 令和7年9月29日

至 令和7年9月29日

足 寄 町 農 業 委 員 会

令和7年9月29日 第7回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後 1時30分

閉会 午後 時 分

1 出席委員

1番 伊藤 力 2番 兼古 照夫 4番 佐藤 伸哉
6番 人見 華代 7番 遠國 和宏 10番 (欠番)
12番 松田 博幸

2 欠席委員

3番 上妻 良一 5番 餌取 靖徳 9番 葛西 香織
8番 大平 哲信 11番 宮口 孝治

3 議事に参与するもの

事務局長 加藤 勝廣
事務局次長 留田 篤史
総務主査 餌取 秀和
主任 小尾 直一

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名委員の指名について
- 日程第 3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による賃貸借設定許可申請について
- 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について
- 議案第5号 土地の現況証明書下付について
- 決議案1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせに関する決議について

第7回農業委員会総会

令和7年9月29日

開会 午後 1時30分

(開 会)

○議長 ただいまから、令和7年度第7回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、上妻良一委員、餌取靖徳委員、葛西香織委員、大平哲信委員、宮口孝治委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、4番佐藤伸哉委員、6番人見華代委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃

貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和7年9月9日で、土地の引渡期日も令和7年9月9日です。

なお、解約された農地は、この後の第4号議案において審議をお願いします。

本案件について、合意による解約日が引き渡すことになる日の6箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

2番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和7年8月10日で、土地の引渡期日も令和7年8月10日です。

本案件について、合意による解約日が引き渡すことになる日の6箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま事務局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、ご説明申し上げます。

1番を説明します。農地法第3条の規定による農地の所有権移転許可申請のあった譲渡人、譲受人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町中矢526番1ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、82,631㎡です。

次に、この売買・移転の理由ですが、譲渡人におきましては、所有していた農地の処分を行い、譲受人におきましては賃借している農地を取得するものです。

申請によりますと、贈与となっています。

譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

2番を説明します。農地法第3条の規定による農地の所有権移転許可申請のあった譲渡

人、譲受人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上螺湾65番1ほか13筆、計14筆です。

地目につきましては、公簿は畑、山林、原野で現況は畑です。

面積につきましては、94,233㎡の内83,911㎡です。

次に、この売買・移転の理由ですが、譲渡人におきましては、所有していた農地の処分を行い、譲受人におきましては賃借している農地を取得するものです。

申請によりますと、贈与となっています。

譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 農地法第3条の規定による賃貸借設定許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、農地法第3条の規定による賃貸借設定許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の規定による農地等の賃貸借

設定許可申請のあった、賃貸人、賃借人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

土地の表示につきましては、足寄町中足寄112番30ほか4筆、計5筆です。

地目につきましては、公簿は畑、宅地、雑種地、原野で現況は採草放牧地です。

面積につきましては、56,970.19㎡の内43,741.19㎡です。

次に、賃貸借の理由ですが、賃貸人が保有する農地を、賃借人が馬の放牧場として賃借するものです。

申請書によりますと、本件の借賃は1年間、100,000円、10アール当たり2,300円となっています。

賃借人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま事務局長説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第4号)

○議長 「議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)を定めるべき旨の要請について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用

集積等促進計画(案)を定めるべき旨の要請について、ご説明申し上げます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農地利用集積等促進計画(案)に定める農用地等の内容を、公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて、ご審議をお願いするものです。

こちらは、農地中間管理事業による賃貸についてですが、8月の総会に議案第2号においてご審議いただき原案のとおり決定していただきましたが、賃借人より今回審議予定でありました1筆について、併せて1つの契約としたい旨連絡があり、再度1つの議題としてご審議いただくものです。

上段が農地中間管理機構による借り入れ、下段が同機構による貸し付けとなっています。

利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町喜登牛947番ほか6筆、計7筆です。追加となった地番は先ほどご審議いただきました議案第1号の1番での合意解約を受け再設定を行う956番です。

地目につきましては、公簿は畑、原野、山林で現況は牧草畑です。

面積につきましては、142,735㎡のうち、128,285㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

借受人は、受け手として農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をすべて満たしており、この使用貸借は適法と判断しました。

○議長 本件については、ただいま事務局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第5号)

○議長 「議案第5号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長

○事務局長 ただいま議題となりました議案第5号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上螺湾65番3ほか6筆で、計7筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更登記を目的に証明を求めるものです。

2番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町鷺府380番1ほか3筆、計4筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更登記を目的に証明を求めるものです。

3番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別13番1、計1筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更登記を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。6番、人見華代現地調査委員長。

○人見現地調査委員長 本件は、9月17日、私と伊藤委員、兼古委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、山林原野等の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細につきましては、局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(決議案第1号)

○議長 「決議案第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせに関する決議について」議題といたします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長 ただいま議題となりました、決議案第1号、農業委員会の法令遵守の申し合わせに関する決議について、ご説明申し上げます。

令和元年10月以降に連続して発生した農業委員の不祥事を受け、令和元年11月28日に全国農業会議所が開催した、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されました。

本議案につきましては、この申し合わせ決議の趣旨に則り、農業委員会総会において「農業委員会の法令遵守の申し合わせに関する決議」を議決するよう依頼されたものです。

決議案については、議案書のとおりですの

で、説明を省略させていただきます。

以上です。

○議長 決議案第1号につきましては、ただいま事務局長の説明のとおりです。

何か、質疑ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決議します。

(閉 会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和7年度第7回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 1時45分 閉会

議 長

松田博幸

農業委員

佐藤 健哉

農業委員

人見 華也